

犬の登録及び狂犬病予防注射巡回実施のお知らせ

狂犬病予防法により犬の所有者は、毎年1回、飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられています。受けさせなかった場合等については、20万円以下の罰金に処するとされています。

今年も登録事務と狂犬病予防注射の巡回を実施しますので、犬を飼われている方は注射代金をご持参のうえ、最寄の会場で注射を受けてください。登録していない方は、登録料金もご持参ください。

なお、ワクチンだけを渡すことはできませんので、必ず飼い犬を連れてきてください。

狂犬病予防注射は、今回の巡回実施のほか、動物病院で受けることができます。



狂犬病予防注射代金 1頭につき **3,110円**

登録料 1頭につき **3,000円**

登録済みの場合は、必要ありません。

注意

※多少天候が悪くても実施しますので、時間厳守でお集まり願います。

※犬の健康状態によっては、予防注射をできない場合もあります。

※今年度より巡回スケジュールを一部変更します。犬の登録を済ませている飼い主さんには、後日、案内を郵送します。未登録の飼い主さんには案内が届きませんので、町ホームページを確認するか、担当へお問合せください。

問合せ／町民生活担当（内線1213）

春の一斉清掃を実施します

道路や空き地に散乱しているごみや空き缶を拾い、町をきれいにする春の一斉清掃を実施します。地域、町内会で計画を立て、みんなでごみを拾いましょう。

なお、地域又は町内会によって実施日が違う場合がありますので、事前に町内会等に確認のうえ参加してください。

実施日

5月8日(日)

一斉清掃に参加するときのお願い

- ごみの分別は可燃物（プラ、ペットボトル、発砲スチロール、紙くず等）と不燃物（空き缶、金属、ビン類等）に分けて収集してください。汚れているのでリサイクル分別は行いません。
- ごみの収集袋として肥料袋は使用しないでください。町指定袋か透明又は半透明の袋をお願いします。
- 廃タイヤ、廃家電等不法投棄されたものは、収集せずに町民課までご連絡ください。現地確認のうえ、所管課で対応します。
- 家庭及び町内会から出たごみの持ち込みは、絶対にしないでください。

問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

フラワーマスター認定登録制度について



道では、平成5年から花と緑のまちづくりを進めるため、フラワーマスター認定登録制度を実施しており、町からの推薦者を受け付けています。詳細は、下記担当までお問合せください。

【推薦・認定の手続き】

■推薦

フラワーマスターとしてふさわしい方を町から知事へ推薦します。

推薦を希望される方は5月20日(金)までに、下記担当窓口までお越しください。

■認定

町から推薦された方から選考の上、認定講習会を受講して頂きます。受講後、知事が認定します。

問合せ／町民生活担当（内線1213）

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

6月のくみ取り地区は中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、野付半島、上春別、上風連、奥行となります。6月中にくみ取りが必要な方は、**5月20日(金)**までにお申込みください。

証紙がないとくみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）を用意してください。

また、定期的にくみ取りが必要な方に対する「定期くみ取り」も受け付けています。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）



後期高齢者医療制度のお知らせ

保険料率の
見直しについて

保険料率が変わりました

被保険者の皆さんにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率を基に決められます。
平成28、29年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

	平成26・27年度	平成28・29年度	保険料比較
均等割 (被保険者が等しく負担)	年間 51,472円	年間 49,809円	1,663円減
所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	10.52%	10.51%	0.01%減
賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	57万円	57万円	変更なし

平成28年度の保険料の計算方法

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 49,809円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成27年中の所得－33万円)×10.51%	=	1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	--	---	--------------------------------------

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料の軽減について

■均等割2割、5割軽減の範囲が拡大しました

平成27年度まで

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円+(26万円×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+(47万円×世帯の被保険者数)

平成28年度より

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円+(26万5千円×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+(48万円×世帯の被保険者数)

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

①均等割の軽減 世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成28年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	4,980円	約200円減
33万円	8.5割軽減	7,471円	約300円減
33万円+(26万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	24,904円	約800円減
33万円+(48万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	39,847円	約1,300円減

②所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

平成28年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

問合せ

後期高齢者・医療給付担当
(内線1241・1242)

北海道後期高齢者医療広域連合
TEL 011-290-5601

定例行政相談所の開設について

町民と行政のパイプ役である行政相談委員が、皆さんの行政に対する苦情や意見、要望等の相談に応じる相談所を開設します。相談の秘密は守られますので、お気軽にご利用ください。



- 日 時 5月13日(金) 午前10時から正午まで
- 場 所 中央公民館 1階ロビー
- その他 相談料無料、予約不要です。

相談内容例

- ・道路がでこぼこなので、補修して欲しい。
- ・役所に相談したいが、担当窓口がわからない。
- ・子どもが落下する危険があるので、通学路脇の沢に柵を設置して欲しい。
- ・その他、教育、子育て、社会福祉のことなど。

本町の行政相談委員

及 川 實さん TEL 77-3051
小 西 美紀子さん TEL 75-3132

行政相談委員は、随時相談を受け付けています。
お気軽にご連絡ください。

釧路行政評価分室でも相談を受け付けています。

「行政苦情110番」

TEL 0570-090-110(全国共通)

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

心配ごとがありましたら 民生委員児童委員へ

民生委員児童委員は、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域の皆さんの立場で親身に相談にのり、必要に応じて、福祉や子育て支援サービスが受けられるよう関係機関との調整を行います。

委員は個人の秘密を守ることが法律で義務付けられていますので、お気軽にご相談ください。

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1310）

高齢者向け臨時福祉給付金のお知らせ

年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請は **6月1日** から

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者の方を支援するために、高齢者向け臨時福祉給付金が支給されます。

■支給対象者

- ①平成27年1月1日現在、別海町に住所を有している方。
- ②平成27年度分住民税（均等割）が課税されていない方（非課税）。
ただし、課税されている方に扶養されている場合は対象外です。
また、生活保護受給者も対象外です。
- ③平成28年度中に65歳以上になる方。（昭和27年4月1日以前に生まれた方）

■給付金額 1人につき30,000円 ※給付は1回に限ります。

■手続き方法

次の確認書類を持参のうえ、役場福祉課、各支所又は連絡事務所で申請願います。

- ①印鑑 ②申請する方全員の身分を証明できるもの（健康保険証や運転免許証等）
- ③通帳など口座番号等のわかるもの

■申請受付期間 6月1日(水)から9月1日(木)



問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1310）

巡回児童相談について

巡回児童相談は、釧路児童相談所が遠距離にある地域等を巡回し、児童に係る助言や指導等を行うことで、児童の健全育成を図ることを目的としています。

申込みは、相談実施日の1カ月前までに下記担当までご連絡ください。

なお、5月の相談を希望される方は、5月6日(金)までにご連絡ください。

■相談内容

18歳未満の児童の心や体に関すること、学校や家庭での問題について、療育手帳等の判定など

■相談会場 町民保健センター

■日 程

実 施 月 日	相 談 時 間
平成28年 5月25日(水) 26日(木)	午前10時30分から午後5時30分 午前8時45分から午後3時45分
7月27日(水) 28日(木)	午前10時30分から午後5時30分 午前8時45分から午後3時45分
9月28日(水) 29日(木)	午前10時30分から午後5時30分 午前8時45分から午後3時45分
11月21日(月) 22日(火)	午前10時30分から午後5時30分 午前8時45分から午後3時45分
平成29年 1月23日(月) 24日(火)	午前11時00分から午後5時30分 午前8時45分から午後3時15分

問合せ／社会・障がい福祉担当 (内線1311)

別海町子ども発達支援センターからのお知らせ

子ども発達支援センターでは、子どもの健やかな成長のために、心身の発達に心配のある子どもや障がいを持つ児童とその保護者に対し、適切な支援やアドバイスを行います。

- ・ことばの遅れや発音が気になる。
- ・運動が苦手、手先が不器用。
- ・友だちと上手くコミュニケーションがとれない。
- ・落ち着きがない、こだわりが強い。

など、子育てに不安を感じたり、子どもの発達で気になることがありましたら、ご相談ください。

また、北海道立旭川肢体不自由児総合療育センターから医師、療法士等の専門職員の派遣を受け、年数回、巡回療育相談を実施しています。希望される方は、事前にご相談ください。

名 称	別海町子ども発達支援センター
住 所	別海町別海常盤町280番地 (児童デイサービスセンターにこっと内)
営 業 日	月から金曜日(国民の祝日、年末年始等を除く)
営業時間	午前8時45分から午後5時30分まで
T E L	75-1929 ※個別療育中や訪問等により電話に出られない場合があります。
E メール	betsukai-day@educet03.plala.or.jp

相談先

問合せ／社会・障がい福祉担当 (内線1311)

介護支援課から

災害時における避難支援等に係る制度の名称を変更しました

災害対策基本法の一部改正により、4月から「別海町災害時要援護者支援制度」の名称を「別海町災害時避難行動要支援者支援制度」へ変更しました。

また、制度への登録要件に指定難病の診断を受けた方を加えて、登録要件を拡大しています。

この制度は、在宅で暮らす高齢者、障がい者等が、災害時において地域の支援を受けることができる体制を整備することにより、安全かつ安心して暮らせる地域づくりの推進を図ることを目的としています。

制度の対象となる方は、本町に住所を有し、下記の要件のいずれかに該当する方で、災害時において安否確認及び避難行動の支援を希望し、かつ支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意する方としています。

- (1)身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1級に該当する方
- (2)療育手帳の交付を受けている方で、A判定を受けた方
- (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1級に該当する方
- (4)要介護認定を受けた方で、要介護状態区分が要介護3以上の方
- (5)難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定難病の診断を受けた方
- (6)70歳以上のひとり暮らし高齢者
- (7)70歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する方

なお、既に別海町災害時要援護者支援制度に登録済みの方は、新しい制度へ継続して登録します。

登録や制度の問合せについては、下記担当へご連絡ください。

問合せ／高齢者福祉担当 (内線1317)